

# 金沢美術工芸大学教職員の自家用車による出張に関する取扱要領

平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、出張における自家用車の使用及び車賃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「自家用車」とは、公立大学法人金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)の教員若しくは職員(以下「教職員」という。)が所有し、又は使用する権利を有し、かつ、通常使用している自動車(自動二輪車を除く。)をいう。

(自家用車出張使用の基準)

第 3 条 教職員が自家用車を使用することができる出張は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 用務先に至るまでの公共交通機関の利用が、困難又は不便であるとき。
- (2) 用務先で使用する機器・資材等を多量に運搬する必要があるとき。
- (3) 用務が早朝若しくは深夜にわたり、又は用務先が多いため、公共交通機関を利用すると用務能率が著しく低下するとき。
- (4) その他やむを得ない事情があるとき。

(自家用車登録の申請)

第 4 条 自家用車を出張のために使用する教職員は、事前に「自家用車出張使用登録等申請書」(別紙様式 1 号)により理事長に登録の申請を行い、その許可を得なければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている場合に限る。

- (1) 申請時において、自動車運転免許証の交付後 3 年以上日常的に自動車を運転していること。
- (2) 申請時において、過去 3 年以内に自動車運転免許取消又は自動車運転免許停止の行政処分を受けていないこと。
- (3) 申請時において、過去 3 年以内に道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)別表二に掲げる基礎点数と付加点数の合計(以下「交通反則点」という。)が 3 点以上の交通違反又は交通事故を起こしていないこと(累積した交通反則点が 5 点以下で最後に交通反則点が加算された後 1 年以上交通違反又は交通事故を起こしていない場合を含む。)
- (4) 心身の状態が良好で安全の確保に不安がないこと。
- (5) 自動車損害賠償責任保険及び次のいずれにも該当する任意自動車保険に加入し、当該自動車を業務に使用した場合にこれらの保険が適用されること。

ア 対人賠償保険	1 名につき無制限
イ 対物賠償保険	1 事故につき無制限
ウ 人身傷害補償保険	1 名につき 3,000 万円以上

(6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による定期点検整備がなされていること。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証
- (2) 自動車検査証
- (3) 自動車損害賠償責任保険証
- (4) 任意自動車保険証

4 第1項の申請を受けた理事長は、申請内容が第2項の基準を満たすと判断されるときはこれを許可し、「自家用車出張使用登録番号簿」(別紙様式2)に登録したうえで、申請をした教職員に通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 前条第4項の通知を受けた教職員は、登録事項に変更が生じたとき、前条第2項各号の要件を喪失したとき又は出張において自家用車を使用する見込みがなくなったときは、速やかに「自家用車出張使用登録等申請書」(別紙様式1)により理事長に申請しなければならない。

2 前項の申請を受けた理事長は、その申請に基づき、登録事項を変更し、又は登録を抹消するものとする。

(使用の手続)

第6条 第4条の許可を受けた教職員が自家用車を出張に使用するときは、事前に「自家用車等出張使用許可申請書」(別紙様式3)により理事長に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の申請を受けた理事長は、教職員の申請時において、第4条第2項各号に掲げる要件がすべて満たされていることを確認できる場合に限り、その使用を許可することができる。

3 第1項の申請を受けた理事長は、使用の許可又は不許可を、当該申請をした教職員に通知する。

(禁止行為)

第7条 前条の許可を受けた教職員は、その使用に際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)、その他関係法令に違反すること。
- (2) 私用のために運転すること。
- (3) 前条第1項の許可を受けた教職員以外の者に運転させること。
- (4) 心身の状態が、過労、睡眠不足、疾病その他の理由により、運転することが不適當な状態で運転すること。
- (5) 台風、洪水、地震その他の災害等で、運転することが危険であると認められるときに運転すること。

(出張使用の報告)

第8条 第6条の許可を受けた教職員が自家用車を出張に使用したときは、当該出張の終了後速やかに、「自家用車等出張使用報告書」(別紙様式4)により、理事長に報告しなければならない。

(事故発生時の措置)

第9条 出張において自家用車を使用した教職員は、当該使用の間に事故が発生したときは、速やかに当該事故の態様に応じた適切な措置を講じるとともに、理事長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、教職員は、第8条の報告と併せて、「事故報告書」(別紙様式5号)を提出しなければならない。

(損害賠償責任等)

第10条 出張において自家用車を使用している間に生じた事故による損害の賠償については、当該教職員が、その加入する自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険の補償を受けて行うものとする。

2 前項の場合において、当該補償を受けることができる額を超える損害の賠償を要するときは、その超える額について本学が補償する。ただし、当該事故の原因又は事故後の措置等について、教職員に故意若しくは重大な過失があると認められたとき又は第4条第2項若しくは第7条各号の規定に違反したと認められるときは、本学が負担した額の一部又は全部に相当する額について、当該教職員に賠償を求めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教職員がこの規定に基づく許可なく出張において自家用車を使用した場合に生じた事故による損害の賠償については、当該教職員が賠償する。

4 出張において自家用車を使用している間に生じた事故により受けた毀損等に係る修繕等に要する費用又は当該運転者に課せられる罰金、科料、反則金等は、当該教職員が負担するものとする。

(登録及び許可の取消等)

第11条 教職員がこの要領に違反して自家用車を出張に使用した場合又は虚偽の申請が判明した場合は、第4条第4項の登録及び第6条第2項の許可を取り消し、以後の出張において自家用車の使用を認めない。

2 公用、私用を問わず第4条の許可を受けた教職員が交通反則点が3点以上の交通違反又は交通事故を起こした場合は、以降の出張において自家用車の使用を3年間認めないものとする。ただし、1年間で交通反則点が失効する軽微な違反又は事故の場合は、1年間に短縮するものとする。

(車賃)

第12条 車賃は、第8条の規定による自家用車出張使用報告書により報告された走行距離に基づいて算出するものとする。この場合において教職員は、現に自家用車を使用して走行した距離を正確に記録して報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、出張における自家用車の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 10 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 6 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から実施する。